

日行連発第 1167 号
令和 7 年 12 月 12 日

法務省民事局長
松井 信憲 殿

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則

任意後見受任者又は任意後見人の住所変更登記申請における登記の事由
を証する書面について（照会）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）」（令和 7 年 7 月 28 日付・法務省民総第 617 号）において、専門資格者がその職務として任意後見受任者となる場合、その任意後見受任者の氏名又は住所については、これを証する当該専門資格者の所属する団体が発行する証明書その他の書面を提出させて確認することができることとされており、その結果、任意後見受任者又は任意後見人（以下「任意後見受任者等」という。）の「住所」として、行政書士の事務所所在地が登記されることがあります。

しかしながら、任意後見受任者等として登記されている行政書士の事務所所在地に変更が生じた場合には、住民票等ではその事実を証することができず、登記の事由を証する書面を添付できないため、住所変更の登記申請を行うことができません。

つきましては、上記のような場合における住所変更の登記申請に添付する登記の事由を証する書面として、行政書士の登録事務を取り扱う日本行政書士会連合会が発行する別紙の「行政書士事務所登録履歴証明書」（様式第 40 号（第 28 条の 3 関係））を用いることとしたいと考えておりますが、登記手続上差し支えないか照会いたします。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局登記官に対し、周知方依頼いたします。

行政書士事務所登録履歴証明書

行政書士登録番号 第 号

所属する行政書士会 行政書士会

氏 名

事務所登録履歴

期間	事務所所在地
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	

上記について証明します。

令和〇年〇月〇日
日本行政書士会連合会
会長

印